

1 基本的人権の原則



国民の要件と基本的人権の不可侵性

★★★ check

第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。(※国籍法)

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

10条では、日本国民の要件を法律で定める旨を規定しています。

11条では、日本国憲法が、人として有する「基本的人権」の保障を任務とすることを規定しています。

12条では、国民の責務について規定しています。

これらに関して2以下で見るような、外国人や法人の人権享有主体性、憲法の私人間効力、特別権力関係といった、憲法による人権保障の限界について判例・学説の展開があります。

公共の福祉

★★★★★ check

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

□公共の福祉論

① 概要

人権総論における学説として、公共の福祉論があります。人権は無制限に認められるわけではなく、社会や他者との関係において制約されるものです。この制約の根拠として公共の福祉という概念が存在します。公共の福祉によってどのように人権を制限できるのかについて、3つの学説が示されています。

② 学説

□一元的外在制約説

12条、13条の「公共の福祉」は、人権の外にあって、制約をすることのできる一般的な原理であるという考え方です。

□内在・外在二元的制約説

「公共の福祉」による制約が認められる人権は、条文上明記されている経済的自由権(22・29条)と、社会権(25～28条)に限られ、他の自由権は内在的で消極的な抑制に留まるといった、権利ごとに制約の根拠を内在と外在に分けるものです。

□一元的内在制約説(通説)

「公共の福祉」とは、人権相互の衝突を調整する実質的公平の原理であり、すべての人権に内在しているものである。権利の性質に応じて、自由権には必要最小限の規制のみを、社会権には必要な限度において規制を認める、というものです。

③ 論点

一元的外在制約説に対しては、公共のための制限という抽象的な形での人権制限(例えば政府による言論統制など)が容易になるのではないかという批判があり、内在・外在二元的制約説に対しては、12、13条の「公共の福祉」は倫理的規定に留まるため、13条が新しい人権の根拠となりえないといった批判や、自由権の区別を一意的に分けようとする方法が現代ではなじまない、という批判があります。

こうした批判から、権利の性質に応じて制約の程度は異なる(例えば自由権には厳格に、社会権には比較的緩やかに制約を課す)という一元的内在制約説が通説となっています。しかし、制限の基準としての「必要最小限の規制」「必要な限度」が曖昧であることへの批判もあります。